シリーズ	面白いほどよくわかる！調剤報酬 【令和6・7年度対応】【Newレイアウトver】
書籍名	vol.4 薬学管理料編-後編-

訂正日	頁数	場所	訂正前	訂正後
R6.9.28	P.10	上段	『薬学的管理』と『服薬指導』は、セットで取り扱うことが多い。 ＝ 略語:『薬学的管理指導』 語尾:『～管理指導料』	それぞれの報酬が、①～④のどの目的なのかを意識しながら勉強していこう。
R6.9.28	P.10	上段	『薬学的管理』と『服薬指導』は、通常同時に行うため、省略して表記する場合がある、ということです。	（削除）
R6.9.28	P.11	上段	追加の『情報提供』が目的のもの	調剤時以外での『情報提供』が目的のもの
R6.9.28	P.12	下段	これらは、暗記しなくても、分類から考えれば分かりますね。	どの報酬が対象になっているのかは、暗記ではなく、分類から考えましょう。（P.10の表やvol.3の書籍参照）
R6.9.28	P.16	中下段	調剤時以外の『情報提供』が目的のもの	調剤時以外での『情報提供』が目的のもの
R6.9.28	P.22	下段	令和4年度改定により、オンライン対応の	令和6年度改定により、オンライン対応の
R6.9.28	P.34	中段	『在宅患者訪問薬剤管理指導料』	『在宅患者訪問薬剤管理指導料』等
R6.9.28	P.34	下段	『在宅患者オンライン薬剤管理指導料』	『在宅患者オンライン薬剤管理指導料』等
R6.9.28	P.48	中段	（P.47参照）	（P.46参照）
R6.9.28	P.88	下段	法令の整合性に関して	法令等の整合性に関して
R6.9.28	P.98	下段	算定年月日を記載。	定期訪問の報酬の直近算定年月日を記載。
R6.9.28	P.99	上段	『在宅患者緊急訪問薬剤管理指導』	『在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料』
R6.9.28	P.101	中段	薬剤料算定の法令による規定	薬剤料算定の法令等による規定
R6.9.28	P.110	中段	規定がある訳ではないが、レセプトの摘要欄に算定理由を記載しておくと、返戻・査定対策になる。	規定がある訳ではないが、レセプトの摘要欄に算定理由を記載しておくと、返戻・査定対策になる。 ※この場合、P.98のレセプトコードも必要になると思われるので、注意。